

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は4月下旬から5月中旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

[政策] ○「非鉄金属産業調整・振興計画」 (国務院弁公庁、2009年5月11日公布・実施) ○「設備製造業調整・振興計画」 (国務院弁公庁、2009年5月12日公布・実施) [規則] ○「国家税務総局の『企業所得税合算精算納付管理弁法』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2009]79号、2009年4月16日発布、同年1月1日施行) ○「国家税務総局の国が重点支援を実施する公共基礎施設項目の企業所得税優遇問題に関する通知」(国税発[2009]80号、2009年4月16日発布、2008年1月1日実施) ○「国家税務総局の企業固定資産の加速償却の所得税処理関係問題に関する通知」(国税発[2009]81号、2009年4月16日発布、2008年1月1日実施)	国際金融危機対策として発表された10大産業振興計画の1つで、2009年～2011年に実施される。目標は、①市場安定化による企業の生産回復、②劣化した生産能力の淘汰(2009年に銅30万トン、鉛60万トン、亜鉛40万トン、2010年末までに電解アルミ80万トン)、③省エネ・排出量削減での成果、④企業再編の進展(2011年までに上位10社の生産比率を銅90%、アルミ70%、鉛60%、亜鉛60%へ)、⑤革新能力の増強、⑥資源保障能力の向上。 同じく10大産業振興計画の1つ。主要任務は、①十大分野重点工事による振興(高効率クリーン発電、超高压送変電、石炭・金属鉱山採掘、天然ガスパイプライン輸送・液化貯蔵・輸送、高速鉄道、都市軌道交通など)、②九大産業重点プロジェクトによる自主化(鉄鋼、自動車、石化、船舶、軽工業、紡織工業、非鉄金属、電子情報、国防軍事)、③四大付随品による製造レベル向上(大型鋳鍛造部品、基礎部品、金型等の加工補助具、専用原材料)、④七項目の重点業務による産業発展方式の転換(産業組織構造調整の促進、自主革新能力の増強、専門化生産レベルの向上、製品標準体系の整備促進、国外資源・市場の利用、現代製造サービス業の発展、企業管理と人材育成の強化)。 現行の企業所得税法に対応した年度確定申告・精算に関する規則。総機構(本店)と分支機構(支店・事務所)が地区を跨いである場合、総機構が精算を行うが、分支機構は総機構に報告する前に営業収支等の状況を所在地の主管税務機関に提出すること、また総機構は合算・精算等の状況を分支機構所在地の主管税務機関に提出すること、が定められている。 居住者企業が「公共基礎施設企業所得税優遇目録」に定められる公共インフラ施設への投資・経営で得た所得に対する3免3半減の優遇の適用条件、手続きを示したもの。経営請負、建設請負、自己建設・自己使用で得た所得には優遇を適用しないこと、初回の生産・経営収入を取得した後15日以内に主管税務機関に申請すること、などが定められている。 固定資産の減価償却年数短縮または加速度償却の条件、加速度償却の計算方法、税務機関の承認手続きなどを示したもの。企業が初めて使用する固定資産が減価償却の最低年数より短いことを証明する十分な証拠がある場合、また使用中の固定資産が最低償却年数に達する前にその固定資産と性能が同一または類似の新しい固定資産に更新する場合には、減価償却年数の短縮または加速度償却を採用することができる。それらの方法を採用する場合、固定資産を取得後1ヵ月以内に主管税務機関に届出登記をしなければならない、など。
---	---

○「国家税務総局の地区を跨ぐ経営の企業所得税合算納税、徴収管理の若干の問題に関する通知」(国税函[2009]221号、2009年4月29日発布、同年1月1日実施)	企業の総機構と二級分支機構(財務、業務、人員等に対して総機構が直接に統一計算・管理を行う「非法人営業許可証」を持つ分支機構)の納税手続きに関する通知。所在地区の税率が異なる場合、まず全部の課税所得額を計算し、次に「地区を跨ぐ経営の企業所得税合算納税、徴収管理暫定施行弁法」(国税発[2008]28号、2008年1月1日施行)に基づいて調整する(予納の際の税額は総機構と分支機構が50:50で分担し、分支機構間は一定の係数で計算、分担する)、などが規定されている。
○「輸出禁止・輸出制限技術管理弁法」(商務部・科学技術部令2009年第2号、2009年4月20日公布、同年5月20日施行)	2002年1月1日施行の同名の弁法を廃止し、新たに制定したもの。主な変更点は、①輸出制限技術の輸出許可の交付機関が対外貿易経済合作部(現・商務部)と科学技術部から省・自治区・直轄市の商務部門と科学技術部門とされたこと、②国の秘密技術を輸出する場合、輸出許可手続きの前に「国家秘密技術輸出審査規定」により秘密保持審査手続きを行うとされたこと、③輸出制限技術の審査内容に関して、実験段階の技術に対する国内開発優先、検収・鑑定義務の規定が削除されたこと。
○「国家税務総局の企業所得税執行中の若干の税務処理問題に関する通知」(国税函[2009]202号、2009年4月21日発布・実施)	①企業の接待費、広告・宣伝費等の控除限度額を計算する際は、販売(営業)収入額にみなし販売(営業)収入額を含める(注:企業所得税法实施条例第25条の役務を広告等を使用した場合は役務提供とみなすという規定による)、②準備金引当は、財政部と国家税務総局が認めたもの以外、税前控除を認めない、③四川大地震、北京オリンピック、上海万博等の特定の寄付は全額控除ができるが、その他の寄付は企業所得税法实施条例第51条から第53条の規定により控除を計算する(年度利益総額の12%超の部分のみ控除可)、④ソフトウェア生産企業の従業員教育経費中の従業員訓練費用は、全額税前控除ができる、など。
○「国家税務総局の高新技術企業所得税優遇実施関係問題に関する通知」(国税函[2009]203号、2009年4月22日発布、2008年1月1日実施)	①高新技術企業が経過優遇を享受している間に減免税の条件に変化があった場合も、「高新技術企業認定管理弁法」の規定による(変化があった日から15日以内に主管税務機関に報告し、納税、追徴又は再審)、②定期減免の優遇を享受していた企業が高新技術企業に認定された場合、2008年1月1日以降、期間満了まで享受する、③2006年1月1日から2007年3月16日(新企業所得税法公布日)までに設立され、2007年末までに利益を計上していない場合、免税期間を2008年1月1日から計算する、など。
○「財政部、国家税務総局の企業所得税優遇政策執行の若干の問題に関する通知」(財稅[2009]69号、2009年4月24日発布、2008年1月1日実施)	企業所得税法の優遇措置の扱いに関する通知。①税法変更による5年間の経過期間に低減税率が適用される企業は旧適用税率で半減を計算する、②経過優遇と新税法の優遇が重複している場合の同時享受不可の規定は定期減免と低減税率に限り、新税法のその他の優遇は享受可、③経過優遇の過程で合併、分割、再編等が発生した場合は財稅[2009]59号の規定により執行する(注:下記の解説をご参照)、④居住者企業間の2007年度以前の未分配利益は免税、⑤ソフトウェア生産企業と集積回路生産企業が2007年度以前に優遇を享受していた場合、2008年度から引き続き期間満了まで享受、⑥新税法の環境保護、省エネ・節水、安全生産の専用設備を購入・使用した場合の10%税額控除の優遇はファイナンスリース方式にも適用する、など。
○「国家税務総局の技術譲渡所得の企業所得税減免の関係問題に関する通知」(国税函[2009]212号、2009年4月24日発布、2008年1月1日実施)	企業所得税法の関係通知。減免税(500万元以下は免税、500元超の部分は半減)となる技術譲渡の条件、所得の計算方法、税務機関への申請手続きが規定されている。「条件に適合する技術譲渡所得」(第27条第4号)については、①技術譲渡の主体が居住者企業であること、②技術譲渡が財政部、国家税務総局の定める範囲に属すること、③国内

○「財政部、国家発展改革委員会、国家品質監督検閲検疫総局の輸出農産品及び紡織服装製品の入出国検閲検疫費の減免に関する通知」(財綜[2009]25号、2009年4月24日発布、同年1月1日実施) ●「財政部、国家税務総局の企業再編業務の企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財税[2009]59号、2009年4月30日発布、2008年1月1日実施) ○「国家税務総局のベンチャーキャピタルの企業所得税優遇問題に関する通知」(国税発[2009]87号、2009年4月30日発布、2008年1月1日実施) ○「商務部の省級商務主管部門と国家級経済技術開発区の一部サービス業外商投資企業の審査認可・管理の関連事項に関する通知」(商資函[2009]6号、2009年5月4日発布・実施) ○「国家外貨管理局の一部資本項目外貨業務審査・認可権限の調整に関する通知」(匯発[2009]21号、2009年5月6日発布、同年6月1日実施) ○「国土資源部の工業用地払下げ最低価格基準実施政策の調整に関する通知」(国土資発[2009]56号、2009年5月11日発布・実施)	の技術譲渡は省級以上の科学技術部門の認定を得ること、④国外への技術譲渡は省級以上の商務部門の認定を得ること、⑤国务院税務主管部門が定めるその他の条件に適合すること、を条件としている。国内の技術譲渡の場合、納税年度終了後、年度納税申告表提出前に主管税務機関に減免税の届出登記を行うとされている。 国際金融危機下での貿易発展支援措置の1つ。農産品は従来どおりの減免を継続、衣類・付属品(関税率表の第61類と第62類の全品目)は現行の70%の基準で徴収する。実施期間は2009年1月1日から同年12月31日まで。 【重要】現行の企業所得税法の下での適格企業再編税制に関する初の通知。詳細は下記の解説をご参照。 ベンチャーキャピタルが未上場の中小高技術企業に2年(24ヵ月)以上出資した場合、一定の条件で出資額の70%を満2年後の年度課税所得額から控除することを認めるとしている。 外商投資企業の審査認可・管理権限を省・自治区・直轄市、計画単列市、副省級市、新疆生産建設兵団の商務部門及び国家級経済技術開発区に委譲することに関する通知。①総投資額1億米ドル以下の奨励類と許可類のプロジェクトの設立と変更、②総投資額5千万米ドル以下のi)中外合弁・合作医療機関、ii)オークション企業、iii)図書・新聞・定期刊行物販売企業、iv)中外合作音響・映像製品卸売企業、v)外商投資非石油ガス鉱産物探査企業、vi)各種非石油ガス採掘企業、③1億米ドル以下の奨励類・許可類プロジェクトでの買収、④5千万米ドル以下の制限類プロジェクトでの買収、が対象。 資本項目の審査認可権限を地方の外貨管理局に移譲することに関する通知。外商投資企業の他の地区(中国語は「異地」)での資本金口座開設の審査・認可は所在地の分局または外貨管理部、外商投資企業の固定回収項目(投資者間の約定により外国側が投資の見返りに固定的に回収するプロジェクトで、合作経営企業の外国側の先行回収を除き、政府が整理を行っているもの)の審査・認可は所在地の分局(以前はいずれも申請先は同じでも実質的に総局が審査・認可を行っていた)など。 「全国工業用地払下げ最低価格基準」(現行は土地等級別に1等840元から15等60元まで設定)の調整に関する通知。①市・県の国土資源部門は払下げ前に土地評価を行い、その結果と土地供給政策及び払下げ最低価格基準に基づいて払下げ最低価格を決定する(注:必ずしも最低価格基準によらなくてもよい)、②各省(区・市)の優先発展産業で用地集約の工業プロジェクト(容積率と建蔽率が基準を40%以上超過、投資強度が同じく10%以上増加するもの)の場合、払下げの最低価格を上記基準の70%とする、などが定められている。
--	--

●適格企業再編税制に関する初の規定が出る

4月30日付で財政部と国家税務総局から、「企業再編業務の企業所得税処理の若干の問題に関する通知」(財税[2009]59号)が發布された。「企業再編業務」とは、法律上の形式変更(企業の名称、住所、組織形態などの変更)、債務の変更(非貨幣資産による弁済、債務の持分への転換)、持分買収、資産買収、合併、分割などを含むとされるが、これらが一定の条件で行われる場合に、特別税務処理(益金・損金としない)を選択することを認めるという内容である。

詳しい解説は税の専門家に譲るとして、ここでは通知の要点を整理するにとどめたい。

1. 特別税務処理の条件

次の条件に同時に合致すること。

- ① 合理的な商業目的があり、かつ税額の減少、免除または納税遅延を主な目的としないこと。
- ② 資産または持分に対する買収、合併または分割が一定の比率(下記)に合致すること。
- ③ 企業再編後、連続12ヵ月以内に、再編する資産の元の実質的経営活動を変更しないこと。
- ④ 取引における持分交付額が一定の比率(下記)に合致すること。
- ⑤ 持分を交付された元の主要株主が、再編後、連続12ヵ月以内にその持分を譲渡しないこと。

2. 主な再編取引の特別税務処理

1) 債務の変更

- ① 債務の変更により認識された課税所得額が、当該企業(債務者)の当年の課税所得額の50%以上の場合は、5納税年度において各年度の課税所得額に算入する。
- ② 債務の持分への転換は、債務者企業に対しては所得または損失として認識せず、債権者企業に対しては持分投資の税額基準は元の債権の税額基準とする。(即ち、債務者企業、債権者企業とも非課税。)

2) 持分買収

買収企業が買い取った持分が被買収企業の全持分の75%を下回らず、かつ買収企業による被買収企業への持分交付額が取引支払総額の85%を下回らない場合(金銭などの交付が15%未満の場合)は、次の処理を選択できる。

- ① 被買収企業の株主(出資者)が取得した買収企業の持分の税額基準は、買収された持分の元の税額基準とする。(即ち非課税。)
- ② 買収企業が取得した被買収企業の持分の税額基準は、買収された持分の元の税額基準とする。(即ち非課税。)
- ③ 買収企業、被買収企業の元の各資産・負債の税額基準及びその他の関係所得税事項については、変更しない。

3) 資産買収

買収した資産が被買収企業の全資産の75%を下回らず、かつ買収企業による被買収企業への持分交付額が取引支払総額の85%を下回らない場合(金銭などの交付が15%未満の場合)は、次の処理を選択できる。

- ① 被買収企業が取得した買収企業の持分の税額基準は、買収された資産の元の税額基準とする。(即ち非課税。)
- ② 買収企業が取得した被買収企業の資産の税額基準は、買収された資産の元の税額基準とする。(即ち非課税。)

4) 合併

企業の株主(出資者)が合併発生時に取得した持分交付額が取引支払総額の85%を下回らない場合(金銭などの交付が15%未満の場合)、及び同一の支配下で対価の支払を必要としない場合は、次の処理を選択できる。

- ① 合併企業が被合併企業から承継した資産・負債の税額基準は、被合併企業の元の税額基準とする。(即ち非課税。)
- ② 被合併企業の合併前の所得税関連事項は、合併企業が承継する。

- ③ 被合併企業の繰越し損失の限度額は、次のとおりとする。
被合併企業の純資産の公正価額×合併発生当年年末の最長期の国債の利率
- ④ 被合併企業の株主(出資者)が取得した合併企業の持分権の税額基準は、元の被合併企業の持分の税額基準とする。(即ち非課税。)

5) 分割

被分割企業の全ての株主(出資者)が元の持分比率により取得した分割企業の持分について、分割企業と被分割企業が共に実質的な経営活動を変更せず、かつ被分割企業の株主(出資者)が分割発生時に取得した持分交付額が取引支払総額の85%を下回らない場合(金銭などの交付が15%未満の場合)は、次の処理を選択できる。

- ① 分割企業が承継した被分割企業の資産・負債の税額基準は、被分割企業の元の税額基準とする。(即ち非課税。)
- ② 被分割企業の分割された資産に対応する所得税事項は、分割企業が承継する。
- ③ 被分割企業の法定補填期限内の損失は、全資産に占める分割された資産の比率で配分し、分割企業が補填を承継する。
- ④ 被分割企業の株主(出資者)が取得した分割企業の持分(新持分)について、元の所有持分(旧持分)の一部または全部を放棄する必要がある場合、新持分の税額基準は放棄した旧持分の税額基準とする。(即ち非課税。)旧持分を放棄しない場合は、取得した新持分の税額基準は、a)新持分の税額基準をゼロとする、b)まず被分割企業の分割された純資産が被分割企業の全純資産に占める比率により旧持分の税額基準を減額し、新たに減額された税額基準を新持分に均等に配分する、のどちらかの方法を選択する。

3. 中国と国外の取引に対する特別税務処理の適用

中国国内と国外(香港・マカオ・台湾を含む)の持分買収及び資産買収の取引については、上記1.の条件のほか、同時に次の条件に合致する場合、特別税務処理の適用を選択できる。

- ① 非居住者企業が、100%直接支配する別の非居住者企業にその所有する居住者企業の持分を譲渡し、それにより持分譲渡の源泉所得税の負担に変化がなく、かつ譲渡側非居住者企業が主管税務機関に対し、3年以内にその所有する譲受側非居住者企業の持分を譲渡しないことを書面で承諾する場合。
- ② 非居住者企業が、100%直接支配関係にある居住者企業に別の居住者企業の持分を譲渡する場合。(例えば、日本企業が100%出資する独資企業に対して、同じ日本企業が出資する別の外商投資企業の持分を譲渡する場合も該当する。)
- ③ 居住者企業が、その所有する資産または持分をもってその100%直接支配する非居住者企業に投資する場合。

4. その他の主な条件

- ① 吸収合併において、存続企業の性質及び適用される税優遇条件が合併前と変化がない場合は、合併前の残余期間の税優遇を承継できる。その優遇金額は、存続企業の合併前1年の課税所得額(欠損の場合はゼロとする)とする。(即ち、追徴課税なし。)
- ② 連続12ヵ月以内に資産・持分の取引を分割して行った場合は、再編取引として処理する。(即ち、条件に合致する場合は、特別税務処理を適用する。)

5. 特別税務処理の手続き

取引の当事者各方は、再編業務が完了する当年の企業所得税年度確定申告時に、主管税務機関に届出登記資料を提出し、条件に合致することを証明しなければならない。(この通知の実施日は2008年1月1日であり、従って再編業務が2008年度中に完了した場合は、2009年5月末までの2008年度企業所得税確定申告時に上記手続きを行わなければならないことになるが、既に2008年度申告が終了した企業も多く、修正申告を受け付けるのかなど、具体的な扱いが明らかでない。)

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
国際事業本部 海外アドバイザリー事業部
池上隆介

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆4月の主要経済指標: 国家統計局の発表によると、4月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比▲1.5%、工業品出荷価格(PPI)は同▲6.6%、と3月に比べ共に減少幅が拡大。CPI、PPIのダブル減少は今年2月以来3ヶ月連続となる。貿易収支について、輸出は同▲22.6%の919.3億米ドル、輸入が同▲23.0%の788.0億米ドル、貿易黒字は同▲19.8%の131.3億米ドルと対外貿易の低迷が続いている。一方、前月比では2ヶ月連続の増加で、改善の兆しも見えている。対内直接投資(実行ベース)は、同+22.5%の58.9億米ドルと昨年10月以来7ヶ月連続で減少している。なお、景気刺激策の効果もあり、1-4月の固定資産投資は前年同期比+30.5%と引き続き高水準で推移している。

<4月の主要経済指標>

項 目	金 額		前年比(%)
固定資産投資(都市部)*	(億円)	37,082	30.5
第一次産業	(億円)	583	82.1
第二次産業	(億円)	15,992	27.8
第三次産業	(億円)	20,507	31.6
工業生産(付加価値ベース)**	-	-	7.3
社会消費財小売総額*	(億円)	9,343	14.8
消費者物価上昇率(CPI)	-	-	▲ 1.5
工業品出荷価格(PPD)	-	-	▲ 6.6
原材料・燃料・動力購入価格	-	-	▲ 9.6
輸出	(億ドル)	919.3	▲ 22.6
輸入	(億ドル)	788.0	▲ 23.0
貿易収支	(億ドル)	131.3	▲ 19.8
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル)	58.9	▲ 22.5

*: 1~4月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額500万元以上の非国有企業を対象

(出所：国家統計局等の公表データ)

【産業】

◆4月の全国70大中都市不動産販売価格 前年同月比▲1.1%: 国家発展改革委員会、国家統計局のデータによると、4月の全国70大中都市の不動産販売価格は前年同月比▲1.1%、と5ヶ月連続で下落したものの、下落幅は3月より0.2ポイント縮小した。新築物件の販売価格は前年同月比▲1.7%と低下した。住宅タイプ別に見ると、低所得者向け住宅が前年同月比+0.4%、一般住宅は▲1.5%、高級住宅は▲3.8%。また都市別に見ると、前年同月比で上昇した主要都市は銀川(+6.7%)、西寧(+5.0%)、蘭州(+4.7%)、下落した主要都市は深圳(▲8.8%)、広州(▲8.9%)、石家荘(▲6.7%)となっている。

【貿易・投資】

◆CEPA 補充協議書6を締結 10月正式実施へ: 商務部と香港政府は9日、CEPA(経済貿易緊密化協定)補充協議書6に調印した。世界的な不況の中、香港経済の促進を狙い、従来より3ヶ月前倒し10月1日から実施する。旅行、金融、法律、運輸等20のサービス貿易分野に亘る合計29項目の開放措置を採択し、うち銀行、証券等の9項目は広東省を試験地区として実施するもの。今回、新たに研究・開発、鉄道運輸サービスが追加され、開放分野は42分野に拡大した。金融では、広東省内の香港系銀行の支店が同省他都市で出張所を設立することを認める他、香港と本土の証券会社が合併で広東省に証券コンサルティング子会社を設立することも可能となる等一層の開放が進む。

◆大陸・台湾両岸の経済貿易促進政策 相次ぎ発表: 国务院台湾事務弁公室(国台弁)は17日、第1回海峡フォーラムで台湾に対する8項目の重要措置を発表した。大陸企業の台湾投資促進、台湾農産品等の調達拡大、大陸旅客の台湾往訪拡大、台湾企業の大陸インフラ建設・重要プロジェクトへの参画支援等の内容が盛り込まれている。同日、商務部からは「大陸企業の台湾地域投資或いは非企業法人設立に関する通知」が公布され、大陸企業による台湾投資の申請手続きが明確にされた。一方、台湾経済部も6月を目処に大陸企業に対する約100項目の投資開放項目リストを公布予定。昨年より、中台交流窓口による経済貿易促進に関する合意が進む中、グローバル金融危機を受け、大陸と台湾の連携を一層加速させ、中台の景気回復に繋げる狙いと見られている。

人民元の動き

日付	USD			JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)		上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	金利	指数	前日比
2009.05.11	6.8210	6.8209~6.8245	6.8230	0.0012	6.9354	0.0746	0.8804	0.0002	9.2834	0.1452	0.9300	2708.15	-48.13
2009.05.12	6.8248	6.8213~6.8256	6.8216	-0.0014	6.9913	0.0559	0.8802	-0.0002	9.3262	0.0428	0.9600	2748.42	40.27
2009.05.13	6.8222	6.8216~6.8232	6.8224	0.0008	7.0963	0.1050	0.8802	0.0000	9.3385	0.0123	0.9464	2796.36	47.94
2009.05.14	6.8245	6.8238~6.8256	6.8250	0.0026	7.1476	0.0513	0.8806	0.0004	9.2842	-0.0543	0.9500	2771.19	-25.17
2009.05.15	6.8245	6.8243~6.8267	6.8258	0.0042	7.1750	0.1837	0.8807	0.0005	9.2655	-0.0607	0.9500	2776.76	5.57

RMB レビュー&アウトlook

前週、昨年10月以来となる6.8100台まで上昇した人民元であったが、今週は重要経済指標の結果に上下する場面があったものの、総じて6.82大台での小幅な値動きとなり方向感の出にくい展開となった。今週発表された経済指標では4月小売売上高(前年比+14.8%)や1月~4月都市部固定資産投資(前年同期比+30.5%)など国内の底堅い消費や公共投資を背景に中国の景気回復を期待させる内容となった。一方で4月鉱工業生産(前年同月比+7.3%)の伸びは鈍化した上、4月の輸出が前年同期比▲22.6%の減少となり、外需は依然として低調となっている。他国に比べ相対的に力強い経済回復が期待される中国ではあるが世界的な景気回復が磐石とは言えない中、依然として先行き不透明感はなくすぶっており、人民元の為替相場も元高を許容できる状況にはない。先月末より小幅元高水準で推移しているとはいえ、当面は現状水準が維持される可能性が高いと考える。(5月15日作成)

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しく申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。